「さっぽろ子育てガイド2027」官民協働発行事業仕様書

本仕様書は、子育て支援の制度やサービス、相談機関など札幌市の子育て支援にかかる様々な行政情報を提供する「さっぽろ子育てガイド」（以下「ガイド」という。）の協働発行事業に関する内容を定めたものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、札幌市（以下「市」という。）と協働発行事業者（以下「事業者」という。）が協議の上、決定するものとする。

１　事業概要

事業者のもつノウハウを活用し、企業等の広告（以下「広告」という。）を加えたガイドを協働で発行する「官民協働事業」として実施する。

２　成果品

（１）さっぽろ子育てガイド（冊子及び電子書籍）
（２）電子書籍案内カード
（３）さっぽろ子育てガイド英語版（データ及び電子書籍）

３　発行及び配布時期

Ｒ９年６月下旬（予定）までに、ガイド（冊子及び電子書籍）及び電子書籍案内カードを発行するものとし、ガイド発行後、英語版のデータを作成し別途納品するものとする。

４　規格等

（１）さっぽろ子育てガイド（冊子）
ア　作成部数　25,000部（広告掲載者への見本誌提供分200部を含む。）
イ　組版　Ａ４判、４色フルカラー
ウ　頁数　表紙：４ページ、本文：56ページ程度
エ　紙質　表紙：コート紙Ａ判（86.5kg相当）、本文：上質紙Ａ判（28.5kg相当）
オ　製本　無線綴じ
カ　校正　基本２回
キ　構成
「さっぽろ子育てガイド2026」に掲載している行政情報・記事内容を全て含めるものとする（市から変更・削除するよう指示があった部分は除く）。
なお、原稿は市及び事業者が作成する。

（２）さっぽろ子育てガイド（電子書籍）
ア　公開　市のホームページから直接又は間接的に閲覧できるようにするものとする。
イ　デバイス　パソコン、タブレット、スマートフォン
※一般的なブラウザ等での閲覧が可能であること。

（３）電子書籍案内カード
ア　作成部数　3,000枚
イ　規格　高さ55mm×横幅91mm、４色フルカラー
ウ　頁数　両面２ページ
エ　紙質　マシュマロ紙（93.5kg相当）

オ　校正　基本２回
カ　内容　電子媒体への二次元コードを掲載したもの。広告は入れないものとする。

（４）編集等の条件
ア　市は、事業者にガイド及び電子媒体案内カード（以下「ガイド等」という。）の制作に必要な行政情報及び市の施策に関する情報を電子データ等で提供すること。
イ　事業者は、市からの提供情報及び事業者が収集した情報を基に、ガイド及び電子書籍案内カードの企画、編集、印刷、製本、納品、配送並びに英語版データの作成を行うものとし、その際、市と十分協議し、承認を得なければならない。
ウ　事業者は、ガイドの発行に合わせ、WEB環境を用いた電子書籍化を行うものとする。なお、電子書籍は事業者が管理するサーバー上で公開するものとし、市へ閲覧用URLを提供するものとする。
エ　校正作業は、双方協力して行い、「校了確認書」による市の校了をもって終了するものとする。
オ　事業者は、ガイド等の納品時には、全ページ分をPDF形式に変換した電子データ（テキストを抽出可能なもの）を提出すること。
カ　ガイドの校了後、事業者は、日本語版で変更になった部分（約4,000文字を想定）について以下の手順により英語翻訳を行うものとする。
（ア）英語版既刊冊子作成時のWordデータ（市から提供）を一部流用し、変更点のみを英語に翻訳する。なお、変更点は市が集約しExcelデータで事業者へ提供するものとする。
（イ）ページの構成（掲載順・区切り等）やレイアウトは、可能な限りガイドと同様とすること。
（ウ）事業者は、全ページ分をPDF形式に変換した電子データ（テキストを抽出可能なもの）を提出すること。
キ　協定期間中、発行後に軽微な修正が生じた場合、事業者はガイド（電子媒体）及び電子データ（PDF）を修正すること。
例）誤字脱字の修正、制度・事業や施設情報の変更に伴う単語や文章の修正など
ク　文字・写真・イラストの大きさ、配列及び配色については、ユニバーサルデザインに配慮し誰もが見やすい視認性の高いものとすること。また、「広報に関する色のガイドライン」を参照し、見やすく、分かりやすいデザインとすること。
ケ　イラスト等を使用する場合は、「札幌市男女共同参画推進条例」第３条で定める基本理念に基づき、性の役割分担意識の固定化につながらないよう配慮すること。

５　利用期間

概ね１年間

６　作成経費

事業者はガイドに広告を掲載し、その広告の掲載により得られる収入は事業者に帰属するものとする。ガイド及び電子書籍案内カードの企画、編集、印刷、製本、納品、配送並びに英語版データの作成など、ガイド等の発行に係る全ての費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

７　広告

（１）全誌面に対する広告の割合は概ね30％以下（面積比）とする。

（２）広告主の募集及び広告制作は事業者が行い、市は関与しないものとする。ただし、事業者から依頼があった場合は、必要と認める範囲で、市内事業者等に向けた事業周知を行う。
（３）ガイドに掲載できる広告については、「さっぽろ子育てガイド広告掲載条件」（別紙１）、札幌市広告掲載要綱（別紙２）、同広告掲載基準（別紙３）を遵守するとともに事業者内で十分に審査し、事前に市の審査を受けなければならない。また、掲載面や位置等は市と協議の上、決定することとする。
（４）事業者は、（３）の市の審査を受けるため、掲載する広告の申込状況、原稿等必要な資料を適時市に提出するものとする。なお、市との協議により定めた提出期限を厳守すること。
（５）市は、事業者が集めた広告について審査を行い、承認するものとする。審査の結果、要綱・基準及び関連法令に適合しないもの、又はガイドに掲載するものとして表現内容が適当でないと判断されるなど、掲載不適合と判断された場合は、事業者は広告内容の修正又は広告主の変更をしなければならない。この場合において生じる経費は事業者の負担とする。
（６）広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため広告上部にタテ5mm、ヨコ10mm程度の大きさで「広告」と表示しなければならない。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項を注記する。
（７）広告の販売状況によって、スペースに空きが生じた場合は、子育て支援制度に関する豆知識などを紹介するコラムを用意し、挿入すること。当該コラムは、市からの提供情報を基に事業者が作成し、市が校正を行う。広告の空きスペースをイラスト・写真で埋めることは可能な限りしないこと。
（８）冊子の最後に編集後記を掲載し、広告については制作者が一元的に対応する旨を記載すること。
（９）広告は、子育て支援に関わる内容であることが望ましい。

８　納品及び配送

（１）事業者は、発行したガイド（紙媒体）及び電子媒体案内カードを市が指定する場所（別紙４※約90か所）に納品・配送すること。
（２）ガイド梱包時は、汚損や破損をしない形で配送すること。

９　英語版データの作成

（１）市は、英語を母国語とする外国人（ネイティブ）による翻訳のチェックについて、別途調整を行う。チェックにより生じた修正点については、事業者が修正を行うこと。
（２）事業者は、施設名称等の固有名詞は外国語表記ガイドラインに従うこと。

10　再委託について

（１）この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
（２）この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

11　個人情報の取扱い

（１）個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
（２）業務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。業務が終了した後においても同様とする。
（３）市の指示又は承諾がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
（４）業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾がある場合を除き、第三者に取り扱わせてはならない。
（５）市の指示又は承諾がある場合を除き、業務を行うために市から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
（６）業務を行うために市から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記載された資料等を業務の終了後において、直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、この限りでない。
（７）業務の履行に関し、（１）から（６）までに定める事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。業務が終了した後においても同様とする。これらの場合において、受託者は、市から立ち入り検査を求められたときは、これに応ずるものとする。
（８）その他、個人情報の取扱いに関し疑義が生じた事項については、その都度市に確認の上、市の指示に従うこと。

12　発行時期以降の利用

ガイド等の全て又はその一部について、市は希望者への配布のほか、市の広報活動や市の業務資料として利用する。一方、事業者は、広告主へのサンプル配布及び第三者に対して本事業を説明する際の資料として利用する。

13　その他

（１）事業者は、ガイド等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
（２）責任分担及び問合せ等の対応
ア　行政情報及び市の施策に関する情報についての責任は市が負うこととし、問合せ等があれば市が対応することとする。
イ　行政情報及び市の施策に関する情報以外については、事業者が責任を負い、問合せ等があれば事業者が対応することとする。
（３）業務の履行においては、市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
（４）その他、本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。
（５）なお、2028年度～2029年度版についても、この仕様書に準じて一連の業務を行う。

14　スケジュール（目安）

・令和８年１２月…協定締結
・令和９年１月…企画・編集
・令和９年２月…初稿完成・校正
・令和９年３月…広告募集・広告制作
・令和９年５月…最終稿完成
・令和９年６月末…発行